## プログラム上場に係る確約書

102/年 /月22日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長

殿

主たる事務所の所在地 大阪市北区茶屋町1番32号

提出者名

ヤンマーホールディングス株式会社

代表者の役職氏名

代表取締役山阁健人



**ヤンマーホールディングス株式会社** (以下「提出者」という。)は、プログラム情報を株式会社東京証券取引所(以下「貴取引所」という。)に提出するにあたって、下記の事項を確約します。

記

- 1. プログラム情報の提出、当該プログラム情報に基づく新規上場申請及び上場適格性の調査・確認において貴取引所に提出する書類には、必要となる内容を漏れなく記載し、かつ、記載した内容はすべて真実であること。
- 2. 貴取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定(以下「諸規則等」という。)のうち、提出者及び当該プログラム情報に基づき上場される債券(以下「上場債券」という。)に適用のあるすべての規定を遵守すること。
- 3. 諸規則等に基づいて、貴取引所が行う上場債券に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。
- 4. 本確約から生じる又は上場債券に関する提出者と貴取引所との間の一切の訴訟等については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすること。

以上

(本確約書は、本確約書に準じて英語で記載したものを提出することができます。)